

物 品 売 買 契 約 書

1 契 約 の 名 称

2 数 量

3 規 格

4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税 金 円
及び地方消費税の額

5 履 行 場 所

6 履 行 期 限 年 月 日

7 契 約 保 証 金

上記の物品の売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1

氏 名 吉 川 市 長

受 注 者 住 所

氏 名

(総則)

第 1 条 発注者 (以下「甲」という。) 及び受注者 (以下「乙」という。) は、この約款 (契約書を含む。以下同じ。) に基づき、仕様書 (仕様書、図面、見本又はその他甲の指示を含む。以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この約款及び仕様書を内容とする物品供給契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない

2 乙は、契約の目的物 (以下「物品」という。) を契約書記載の履行期限内に契約書記載の履行場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面のより行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定めるものとする。

7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法 (明治 2 9 年法律第 89 号) 及び商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号) の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(秘密の保持等)

第 2 条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた仕様書を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

(契約の保証)

第 3 条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (第 4 項において「保証の額」という。) は、契約金額の 1 0 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契

約保証金の納付を免除する。

- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない
(監督)

第5条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。
(仕様書の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(契約の履行の中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を乙に通知して、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰すことができない事由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、甲に履行期限の延長変更を請求することができる。
(甲の請求による履行期限の短縮等)

第9条 甲は、特別の事由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期限を延長すべき場合において、特別の事由があるときは、通常必要とされる履行期限に満たない履行期限への変更を乙に請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(履行期限の変更方法)

第10条 履行期限の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、

甲が定め、乙に通知する

2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第12条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第13条 甲は、第6条、第7条、第9条及び第13条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

(納品書等の提出等)

第14条 乙は、物品を納入するときは、甲の定める事項を記載した納品書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 乙は、甲に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査及び引渡し)

第15条 乙は、この契約の履行が完了したときは、直ちに甲に対して、検査の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に、検査を完了しなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗、き損又は破壊したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。

4 第2項の検査に合格したとき又は第7項の採用を決定したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとする。この場合において、物品が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。

5 乙は、第2項の検査に合格しない物品がある場合においては、甲が期限を指定して修補(交換又は手直しをいう。以下同じ。)を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第2項及び前項の規定を準用する。

6 甲は、第2項の検査に合格しない物品のうち、そのかしの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認められたものについては、契約金額を減額してこれを採用することができる。

7 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約代金の支払)

第 16 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したとき又は前条 6 項の採用を決定したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第 17 条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 16 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

第 18 条 甲は、物品にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 甲は、物品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定は、物品のかしが仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 19 条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までにこの契約の履行を完了することができない場合においては、甲は、遅延違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第 16 条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 . 4 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第20条 本契約に関し、乙(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の業務委託料(本契約締結後、業務委託料の変更があった場合は、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する刑が確定したとき
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により履行期限までに完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内にこの契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと判明したとき。
- (3) 第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第22条 甲は、契約の履行が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により、甲が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定によるこの契約の履行の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 甲は、契約が解除された場合においては、検査に合格した既納部分があるときは、甲は当該既納部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第25条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補足)

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1 この契約により、吉川市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第 8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第 9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第 10 乙は、前第 1 から第 9 に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（注） 個人情報の取扱いを行う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。